

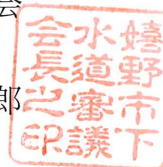
令和8年10月16日

嬉野市下水道事業

嬉野市長 山口 卓也 様

嬉野市下水道審議会

会長 角田 幸太郎



嬉野市営浄化槽事業の今後のあり方について（答申）

令和8年4月14日付け嬉下第24号で諮問がありました「嬉野市営浄化槽事業の今後のあり方について」に伴う基本的な考え方や方向性について、慎重に審議した結果、当審議会の意見を「答申書」により提出いたします。

嬉野市営浄化槽事業の今後のあり方に関する

答申書

令和8年10月16日

嬉野市下水道審議会

1 はじめに

嬉野市市営浄化槽事業の今後のあり方に関して、令和8年4月に市長からの諮問を受けて、嬉野市下水道審議会を開催しました。

平成27年度に市営浄化槽事業を開始し、令和4年度から令和8年度までの5年間を嬉野市生活排水処理基本計画に基づき、市営浄化槽整備事業を実施しておりました。市営浄化槽事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業と合わせて令和7年5月に使用料改定を実施しましたが、前回の使用料改定は、公共下水道事業や農業集落排水事業を含めた集合処理方式の事業と同一の考え方に基づき行ったものであり、個別処理方式である市営浄化槽事業の維持管理費の実態を十分に反映した料金体系とはなっていませんでした。そのため料金改定後の経費回収率は、公共下水道事業が100%程度、農業集落排水が74%程度に対して、市営浄化槽事業は50%程度にとどまり、本来使用料で賄うべき費用が賄えておらず、不足分は一般会計からの補助金に依存している状況です。

このような状況を踏まえ、本審議会では、市営浄化槽事業の特性に応じた適正な使用料体系について検討するとともに、厳しさを増す財政状況などを踏まえ、市営浄化槽事業の経営の安定化及び将来的な事業のあり方について、5回にわたり慎重に審議を重ね、次のとおり結論を出しましたので、ここに答申するものです。

2 適正な下水道使用料について

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則が適用されていますが、現在の使用料体系では、汚水処理に係る経費を賄うことができず、不足分は市税を財源とする一般会計から多額の補助金（基準外繰入金）を受けることによって、下水道事業経営が維持されている状況です。また、市営浄化槽で各家庭に設置した浄化槽の保守点検、清掃、法定検査などに係る費用は、使用した水量とは関係なく発生し、特に人槽規模に対して使用水量が少ない場合、保守点検などの費用を十分に賄うことができません。また、各家庭に設置した浄化槽で処理を行う個別処理であり、集合処理方式の公共下水道事業や農業集落排水事業に比べスケールメリットを発揮できないため、料金体系の見直しは必要であると考えます。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全で快適な下水道サービスを持続的・

安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、受益者負担の原則に従い、汚水処理費に係る経費を下水道使用料で回収できるよう、市営浄化槽使用料の改定は必要であると考えます。

しかしながら、市営浄化槽の使用料改定に際しては、急激な使用料の増額による市民生活に与える影響を考慮することは必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきと考えます。

3 浄化槽使用料算定期間

使用料算定期間は、公益社団法人日本下水道協会が策定した「下水道使用料算定の基本的考え方」の「使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。」を参考とした上で、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

4 使用料対象経費

市営浄化槽使用料に求められる「適正な原価」を算出するため、営業費用及び支払利息により総括原価を算定しました。その結果、使用料算定期間である令和9年度から令和13年度までの5年間における総括原価は、540,726千円と算定しました。料金改定を検討する際には、料金算定期間である5年間の総括原価の料金収入総額の見込額が総括原価を下回っており271,193千円不足しています。

5 使用料改定による増収額

前項で算定した総括原価を料金収入で上回るには、1年間平均約108,000千円の使用料を確保する必要があります。この場合、現行料金の約2倍の値上げとなり大幅な使用料の増額となり、家計に与える影響が大きくなります。そのため、段階的措置として経費回収率80%以上となる86,500千円の使用料が確保できるように改定後の料金体系を設定しました。

6 使用料体系の設定

現行の市営浄化槽使用料は、従量累進使用料制を採用し、汚水量が増える区分を4

段階設定しています。しかし、今回の改定においては、浄化槽の維持管理費は、使用水量に関わらず一定程度発生すること、また浄化槽の規模と使用料負担が一致しない場合があること、個人設置浄化槽の利用者は、浄化槽の人槽規模に応じて維持管理を行っている一方、市営浄化槽は使用水量に応じた使用料体系となっており、維持管理に係る実態と使用料負担が一致していません。これまでは、一般会計からの繰入金により負担は軽減されていましたが、負担の不公平を税金によって持続していくことは市の財政余力を考えますと困難な状況です。そこで、浄化槽の規模に応じた維持管理費の負担を明確にするため、人槽区分による料金体系を採用し、9段階の料金区分を設定することが適当であると判断しました。

7 改定後の料金表について

現行料金表を表1に、改定後料金表（案）を表2に示します。また、使用水量における使用料【現行と改定案の比較】を表3に示します。

表1 現行料金表（1か月あたり） ※税抜

区分	汚水量	使用料
基本使用料	—	1,000 円
従量料金	1 m ³ ～10 m ³	100 円
	11 m ³ ～20 m ³	140 円
	21 m ³ ～40 m ³	190 円
	41 m ³ ～	230 円

表2 改定後料金表（1か月あたり） ※税抜

区分	使用料	区分	使用料
5 人槽	5,000 円	21～24 人槽	23,000 円
6～7 人槽	5,500 円	25～30 人槽	27,000 円
8～10 人槽	8,000 円	31～40 人槽	31,000 円
11～15 人槽	13,000 円	41～50 人槽	35,000 円
16～20 人槽	18,000 円		

表3 使用料【現行と改定案の比較】（1か月あたり）

※税抜

汚水量	現行	改定案	現行差
20 m ³ （5人槽）	3,400 円	5,000 円	1,600 円
20 m ³ （7人槽）	3,400 円	5,500 円	2,100 円
40 m ³ （15人槽）	7,200 円	13,000 円	5,800 円
100 m ³ （50人槽）	21,000 円	35,000 円	14,000 円

8 改定時期

令和9年4月施行

令和8年12月定例市議会で議決を得た後、使用者への周知期間等を考慮し、令和9年4月に市営浄化槽使用料改定を行うことが適当であると判断します。

9 市営浄化槽事業のあり方について

市営浄化槽事業については、市営浄化槽を今後も新たに増やしていくことで、管理基数・維持管理費が増加することにつながります。その結果、一般会計からの基準外繰入金は増加することとなります。審議会では、負担の公平性について議論を行い、将来的な一般会計からの基準外繰入金の増加を抑制し、受益と負担の公平性を確保するため、市が管理する浄化槽の管理基数を適正化していく必要があると判断しました。令和9年度以降の取り組みとして、下記3つの方向性を示します。

（1）整備計画の見直しについて

市町村整備型から個人設置浄化槽補助金への切替

（2）帰属浄化槽受入れの廃止について

新たな市管理浄化槽の増加を抑制

（3）市営浄化槽の無償譲渡について

整備後10年以上経過した市営浄化槽及び帰属を受けた浄化槽について、順次、使用者への無償譲渡を行い、個人管理への移行を進める

10 附帯意見

(1) 使用料改定及び市営浄化槽事業見直しにおける周知について

市営浄化槽使用料の料金改定においては、市民生活に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解してもらえるよう説明会を実施するとともに、特に負担が大きい1人槽以上の浄化槽使用者に対しては、個別に通知を送付する等周知に努めてください。また、市営浄化槽事業見直しについては、使用者に対して丁寧な説明を行ってください。

(2) 市営浄化槽使用料の定期的な見直し

今回の料金改定は、令和9年度から令和13年度までを使用料算定期間としています。引き続き、適正な下水道使用料のあり方について検証を行い、効率的な事業運営や経営の安定化に努めてください。なお、使用料については、社会経済情勢の変化に対応するため、5年に一度の頻度で定期的に見直しの検討を行ってください。

(3) 一般会計からの繰入金（基準外）について

今回の料金改定によって86,500千円の浄化槽使用料料金の確保は見込まれますが、依然として一般会計からの繰入金（基準外）に頼らざるを得ない経営状態です。そのため、次回料金改定までの当面の間現行の水準で一般会計からの繰入金の維持をすることが適当であると判断します。

1.1 結び

本審議会では、下水道事業の経営安定化を図るため、適正な市営浄化槽使用料について慎重な審議を重ね、基本的な方向性を示しました。

嬉野市の下水道事業が、住民及び事業者の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で快適なサービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待します。

嬉野市下水道審議会委員名簿

	氏名	備考
会 長	角田 幸太郎	学識経験者
副会長	北川 泰則	民間団体の代表者
委 員	鳥巢 克文	民間団体の代表者
委 員	中尾 嘉伸	学識経験者
委 員	田島 昭英	民間団体の代表者
委 員	内野 隆嗣	民間団体の代表者
委 員	野辺田 健児	市長が必要と認める者
委 員	山口 浩二	市長が必要と認める者
委 員	井上 初美	市長が必要と認める者
委 員	岡 典子	市長が必要と認める者

嬉野市下水道審議会の開催状況について

回数	開催日時	開催場所	議事
第1回	令和8年4月14日(火) 午後2時～3時	嬉野市役所 嬉野庁舎 3-1 会議室	・ 市長諮問 ・ 講演「下水道事業の経営について」
第2回	令和8年6月3日(水) 午前10時～12時	うれしの市民 センター 1-1 会議室	・ 嬉野市営浄化槽事業のあり方について
第3回	令和8年7月29日(水) 午後2時～3時	うれしの市民 センター 1-1 会議室	・ 適正な下水道使用料について
第4回	令和8年8月27日(木) 午後3時～4時	嬉野市役所 嬉野庁舎 3-1 会議室	・ 下水道料金改定（案） ・ 今後の経費負担の考え方について
第5回	令和8年9月16日(水) 午後3時～4時	文化センター 談話室	・ 答申書（案）確認